

電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会 ワーキンググループ 開催要綱（案）

1 目的

本ワーキンググループは、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）の下に設置されるワーキンググループとして、研究会における検討事項について、より専門的な観点から検討することを目的とする。

2 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、研究会の座長が指名する。
- (2) 本ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本ワーキンググループを招集する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、あらかじめ主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- (6) 主査は、必要があると認めるときは、必要と認める者を本ワーキンググループの構成員として追加することができる。
- (7) 主査は、必要があると認めるときは、本ワーキンググループに、必要と認める者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) ワーキンググループにおいて検討された事項については、主査が取りまとめ、これを研究会に報告する。
- (9) その他、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

3 会議等の公開について

会合資料及び議事要旨については、原則として、総務省ホームページにて公表する。ただし、会議の議事については、個別の情報セキュリティ対策情報等を扱う可能性があり、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。

4 庶務

本ワーキンググループの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課及び情報流通行政局サイバーセキュリティ課において行う。

電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処に関する研究会 ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、主査、主査代理を除き 50 音順)

- (主査) ししど じょうじ 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
宍戸 常寿
- (主査代理) もり りょうじ 英知法律事務所 弁護士
森 亮二
- いのうえ だいすけ 国立研究開発法人情報通信研究機構サイバーセキュリティ研究所サイバ
井上 大介 ーセキュリティ研究室 室長
- きむら たかし 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 会長補佐 行政法
木村 孝 律部会長
- こやま さとる 一般社団法人 ICT-ISAC ステアリング・コミッティ 副運営委員長
小山 覚
- さいとう まもる 株式会社インターネットイニシアティブ セキュリティ本部長
齋藤 衛
- しずめ もとき 学習院大学法学部 教授
鎮目 征樹
- まるはし とおる 一般社団法人テレコムサービス協会サービス倫理委員会 委員長
丸橋 透
- よしおか かつなり 横浜国立大学大学院環境情報研究院/先端科学高等研究院 准教授
吉岡 克成